



鳥労発基 0202 第 2 号
令和 6 年 2 月 2 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第 25 号）については、令和 6 年 1 月 31 日に公示され、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとされたところです。

今般、その改正の内容等について、別添のとおり令和 6 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

